

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 2 月 21 日 (金) 第 82 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定の取消し (保健医療福祉課取扱い) 2
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 4

公 告

- 警察官採用試験公告 (警務課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第142号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により，次のとおり生産事業者として登録した。

令和 2 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第7175号	日高 啓介 霧島市福山町福山6051番地2	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	日高 啓介 霧島市福山町福山6051番地2
第7174号	株式会社迫田興産 伊佐市大口目丸133番地1	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	株式会社迫田興産本店 伊佐市大口目丸133番地1 株式会社迫田興産支店 鹿屋市旭原町2387番地
第8080号	小倉 さよ子 曾於市末吉町深川542番地2	種穂の採取 幼苗の育成	小倉 さよ子 曾於市末吉町深川542番地2

鹿児島県告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成 7 年 10 月 25 日 農林水産省告示第 1713 号（二に係るものに限る。）、平成 12 年 11 月 24 日 鹿児島県告示第 1397 号、平成 13 年 1 月 19 日 鹿児島県告示第 105 号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第144号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

令和 2 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 の 名 称	所 在 地
白坂病院	鹿児島市中央町13番地14

鹿児島県告示第145号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町6081番地 1
肝属郡医師会立病院	肝属郡錦江町神川135番地 3

2 認定の有効期限

令和 5 年 1 月 31 日

鹿児島県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
グリーンティ調剤まさの薬局	南九州市穎娃町別府331	令和元年11月30日
桑波田医院	垂水市上町105	令和元年12月31日
医療法人日新会有馬病院	霧島市福山町福山5290番地29	令和元年12月31日

鹿児島県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和2年2月21日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
グリーンティ調剤まさの薬局	南九州市穎娃町別府331	令和元年12月1日
牧之原診療所	霧島市福山町福山5290番地29	令和2年1月1日
にじ薬局	指宿市十二町2186-3	令和2年1月4日

鹿児島県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和2年2月21日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社黎明	霧島市国分剣之宇都町198番地1	居宅介護支援事業 所れいめい	霧島市隼人町松永657番地	令和元年 6月17日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和2年2月21日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
久保一美	KE i ROW霧島ステーション 霧島市隼人町真孝177番地7	令和元年 11月6日	あん摩マツ サージ指 圧, はり, きゅう

鹿児島県告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和2年2月21日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 おじゃんせ駅前	いちき串木野市 曙町81番地	医療法人親貴会	いちき串木野市 東塩田町35番地	海江田正史	令和元年 12月24日	訪問介護
有限会社セント ロメディコ	肝属郡肝付町新 富563番地1	有限会社セント ロメディコ	肝属郡肝付町新 富523番地2	上園由希子	令和2年 1月1日	訪問介護

ホームヘルパー ステーション木 原	大島郡徳之島町 亀徳422番地 1	有限会社カーシ ョップキハラ	大島郡徳之島町 亀徳422番地 1	木原 厚子	令和 2 年 2 月 29 日	訪問介護
-------------------------	----------------------	-------------------	----------------------	-------	--------------------	------

鹿児島県告示第151号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 107 条第 1 項の規定により，次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和 2 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

施 設		介護医療院の開設者			許可年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
介護医療院リ ーフ	鹿屋市寿三丁目 11番 2 号	医療法人明昌会	鹿屋市寿三丁目 11番 2 号	福田 恒典	令和 2 年 2 月 1 日	介護医療 院サービ ス
介護医療院ち とせ	鹿屋市寿五丁目 2 番 39 号	医療法人千一会	鹿屋市寿五丁目 2 番 39 号	児玉 千早	令和 2 年 2 月 1 日	介護医療 院サービ ス

鹿児島県告示第152号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問介護事業所 おじゃんせ駅前	いちき串木野市 曙町 81 番地	医療法人親貴会	いちき串木野市 東塩田町 35 番地	海江田正史	令和元年 12 月 24 日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第153号

南さつま市坊津町久志 2046 番地 原政人及び南さつま市坊津町久志 6559 番地 2 宮崎忠夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第 108 条第 2 項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 2 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市久志区域（南さつま市坊津町久志の地区）
- 2 区分 主としてきびなご流網漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第154号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により，大島支庁喜界事務所長から令和元年 7 月 2 日鹿児島県告示第 180 号で告示した公共測量の実施は，令和 2 年 2 月 5 日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

大島支庁告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第

46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 2 月 21 日

大島支庁長 松本俊一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
カラーズ訪問介護事業所	奄美市名瀬井根町 9 番 1 号	株式会社カラーズ	奄美市名瀬井根町 9 番 1 号	村山 智康	令和 2 年 1 月 31 日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

警察官採用試験公告

令和 2 年度警察官採用試験を警視庁（東京都）、神奈川県及び滋賀県と共同して次のとおり実施する。

令和 2 年 2 月 21 日

鹿児島県警察本部長 大塚尚

1 試験区分及び職務内容

都 県 名	試験区分	職務内容
鹿児島県	警察官 A（男性、女性、武道）、警察官 B（男性、女性、武道）	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。
警視庁	警察官 A（男性）、警察官 B（男性）	
神奈川県 滋賀県		

2 受験資格

(1) 年齢

都 県 名	警察官 A	警察官 B
鹿児島県	平成元年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた者	平成元年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者
警視庁	昭和 60 年 5 月 12 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和 60 年 9 月 22 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者
神奈川県	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者
滋賀県	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 学歴・資格

学 歴 等	警察官 A	警察官 B
学 歴	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による大学（4 年制大学以上のもの）を卒業した者又は令和 3 年 3 月末までに卒業見込みの者 人事委員会等が上記に該当する者と同等の資格があると認める者（注 1） 	左記に掲げる者以外の者（注 1）
試験区分（武道）における資格	柔道の段位が 3 段以上又は剣道の段位が 3 段以上を有する男性	柔道の段位が 2 段以上（学校教育法による高等学校を令和 3 年 3 月末までに卒業見込みの者は初段以上）又は剣道の段位が 2 段以上を有する男性

そ の 他	次のいずれかに該当する者は受験できない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の国籍を有しない者 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
-------	---

(注 1) 鹿児島県は、いわゆる飛び級等の特例がある。
 都県によって異なる場合がある。

3 試験の方法、時期及び場所

区 分		警察官 A	警察官 B
第 1 次 試 験	試験日	令和 2 年 5 月 9 日 (土)	令和 2 年 9 月 19 日 (土)
	試験地	鹿児島市, 出水市 (武道は鹿児島市のみ)	鹿児島市, 出水市, 霧島市, 鹿屋市, 西之表市, 奄美市 (武道は鹿児島市のみ)
	試験種目	体力検査, 身体検査, 実技試験 (武道のみ)	
	試験日	令和 2 年 5 月 10 日 (日)	令和 2 年 9 月 20 日 (日)
	試験地	鹿児島市, 出水市 (武道は鹿児島市のみ)	鹿児島市, 出水市, 霧島市, 鹿屋市, 西之表市, 奄美市 (武道は鹿児島市のみ)
	試験種目	教養試験, 論文試験, 適性検査 (注 1)	教養試験, 作文試験, 適性検査 (注 1)
合格発表		令和 2 年 5 月 22 日 (金)	令和 2 年 10 月 6 日 (火)
第 2 次 試 験	試験日	令和 2 年 7 月 6 日 (月) から同月 10 日 (金) まで	令和 2 年 11 月 24 日 (火) から同月 30 日 (月) まで
	試験地	鹿児島市	
	試験種目	面接試験, 身体検査 (書面)	
	合格発表	令和 2 年 7 月 22 日 (水)	令和 2 年 12 月 10 日 (木)

○ 鹿児島県分については、上記のとおり。他都県については教養試験、論作文試験の実施日等は上記のとおりであるが、それ以外については、別途当該都県が定める。

(注 1) 鹿児島県以外の都県を第 1 志望とする者は、第 1 次試験は、教養試験、論作文試験のみを行う。

論作文試験は、第 1 次試験日に実施するが、採点は第 2 次試験で行う。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	警察官 A	警察官 B
申込受付期間	令和 2 年 3 月 16 日 (月) 午前 8 時 30 分から 4 月 6 日 (月) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	令和 2 年 7 月 29 日 (水) 午前 8 時 30 分から 8 月 19 日 (水) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
受験申込方法	鹿児島 e 申請 (https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。	

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	警察官 A	警察官 B
受験申込書		

配布開始日	令和 2 年 2 月 21 日 (金)	令和 2 年 7 月 1 日 (水)
申込受付期間	令和 2 年 3 月 16 日 (月) から 4 月 8 日 (水) まで (8 日の消印有効)	令和 2 年 7 月 29 日 (水) から 8 月 21 日 (金) まで (21 日の消印有効)
受験申込書の請求先	鹿児島県警察本部, 鹿児島県内の各警察署, 鹿児島県県外事務所等	
受験申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 ・ 受験申込みは, 一試験区分に限る。 ・ 警察官 A (男性) 及び警察官 B (男性) は, 上記都県のうち第 2 志望まで選択することができる。ただし, 鹿児島県以外の都県を第 1 志望とした場合は, 鹿児島県を第 2 志望とすることはできない。 なお, いずれかの都県で第 1 次試験に合格した場合は, 第 2 志望は無効となる。 ・ 受験申込書の受理後における試験区分, 志望都県及び試験地の変更は認めない。 ・ 郵送の場合は, 必ず簡易書留郵便にすること。 	
受験申込先	鹿児島県警察本部警務課	

5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は, 各都県によって異なるが, 鹿児島県分については次のとおりである。

- (1) 最終合格者は, 採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者の名簿の有効期間は, 名簿の確定の日から原則として 1 年間である。

6 給与

給与は各都県によって異なるが, 鹿児島県の場合は, 「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」に基づき支給される。令和 2 年 2 月 1 日時点における初任給は, 下表のとおりである (職務経験等がある場合は, 加算される場合がある。)

また, 諸手当として, 通勤手当, 住居手当, 超過勤務手当, 特殊勤務手当, 期末手当, 勤勉手当等が, それぞれの支給条件に基づき支給される。

試験区分	初任給基準額
警察官 A	204,400円 (大学卒)
警察官 B	187,600円 (短期大学卒)
	173,900円 (高等学校卒)

7 その他

試験内容等の詳細については, 別に試験案内を交付する。

問合せ先	
鹿児島県 警察本部 警務課	郵便番号 890-8566 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 警察庁舎 3 階 電話 (代表) 099-206-0110 (内線 2636~2639) (直通) 099-206-2220